

# 離婚後の養育 子どもの目線で



「養育費だけでなく、面会の問題にも目を向けてほしい」と訴える母親たち

=東京都内

結婚が破綻した夫婦の子どもの養育について、法務省も参加する研究会が議論をしています。父母の一方が子どもを連れて別居すると、もう片方の親と子どもが会えなくなったり、養育費が支払われなかったりすることが問題になっているためです。子どもにとって望ましい離婚後の養育制度について探りました。(杉原里美)

9月半ば、子どもと別れて暮らしている親らでつくる「親子の面会交流を実現する全国ネットワーク」(親子ネット、会員512人)が、都内で記者会見を開いた。夫婦の離婚や別居で子ども引き離された母親ら23人が参加。子どもとの面会を訴えるプラカードを掲げ、苦しい胸の内を語った。

3年間、3人の子と会えていない30代の母親は、子連れ夫と別居しようとした日に、夫と義母が子どもを美家に囲い込み、引き離された。家庭裁判所に申し立てたが、家裁は「現在子どもは問題なく生活している」と現状を認め、別居中に子どもを監護するのを夫と指定した。

女性は面会交流が認められず、手紙や写真の交流だけを持つていたりする姿が写つ

## 面会交流を求めて母親ら訴え

「ママにも会わせて」「我が家に会いたい」

9月半ば、子どもと別れて暮らしている親らでつくる「親子の面会交流を実現する全国ネットワーク」(親子ネット、会員512人)が、都内で記者会見を開いた。夫婦の離婚や別居で子ども引き離された母親ら23人が参加。

子どもとの面会を訴えるプラカードを掲げ、苦しい胸の内

を語った。

3年間、3人の子と会えて

いない30代の母親は、子連れ夫と別居しようとした日

に、夫と義母が子どもを美家

に囲い込み、引き離された。

家庭裁判所に申し立てた

が、家裁は「現在子どもは問

題なく生活している」と現状

を認め、別居中に子どもを監

護するのを夫と指定した。

女性は面会交流が認められ

ず、手紙や写真の交流だけ

を持つていたりする姿が写つ

ては、子どもが母親からの手

紙を破つていたり、「しね」「ババ」などと書かれた紙

を持っていたりする姿が写つ

ては、子どもが母親からの手

紙を破つていたり、「しね」「ババ」などと書かれた紙

を持つていたりする姿が写つ

ては、子どもが母親からの手

紙を破つていたり、「しね」「ババ」などと書かれた紙

を持つていたりする姿が写つ

以降、親権を母親が持つ離婚が増え、9割にのぼる。その

ため、親子ネットは往来、子

どもと会えない父親会員が主

員が急増し、約3割いる。

アンケートに協力した母親50人

のうち、離婚や別居前に主な

養育者だった人は90%、夫か

ら暴力を受けていた人は76%

はないか」と児童相談所に調

査を依頼したが、「身体的な

虐待ではない」と対応しても

らえなかったという。

別の30代の母親は、離婚協

議中だった7年前、夫と義父

母、義兄夫婦によって、当時

5歳と2歳だった子どもを義

兄の運転する車に押し込めら

れてい連れ去られた。夫から

「有利な離婚の仕方を知って

いるから」と言わせたことを

思い出し、「このことだった

が、これは異例なんだ。

日本では1960年代半ば

後年に子どもが引き渡された

が、これは異例なんだ。

日本では、離婚届で親権者

を決めて提出するだけの協議

が、これまでのところは、

離婚が9割弱を占める。

民法では、離婚時に父母との面会

を決めて提出するだけの協議

が、これまでのところは、

離婚が9割弱を占める。

日本では、離婚時に父母との面会

を決めて提出するだけの協議

が、これまでのところは、

離婚が9割弱を占める。

## 親権争いで連れ去りも「精神的な虐待では」

### 子の心理状態を親に教育 国

韓

日本と同じように、離婚届を出すだけの協議離婚制度がある韓国では、2008年から、子どものいる夫婦について

は、離婚届と同時に、養育費の金額や受け取口座・面会交流のスケジュールを決めて記入した養育協議書を家庭法院(家庭裁判所)に提出すること

が義務づけられた。

父母の取り決めを実行させ

るための後押もある。養育費には、養育費履行管理院と

家庭法院のうち3カ所には

「面会交流センター」が併設

され、月2回、最長1年まで

無料で利用できる。今秋に

は、同センターのホームページ

を開設し、今後5年間で地

方法院(地方裁判所)も含め

12カ所に設置する計画だ。

離婚届を提出する際には、

家庭法院で子どもの心に寄り添うための親教育を受けなければならず、離婚相談も法院

内で受けられる。面会交流セ

ンターを持つ仁川家庭法院の

チエ・ボッキュ前院長は、「子どもの心理状態を教育す

ることで、夫婦の葛藤が緩和され、子ども目線で考え方

によるようになる」と話す。

仁川家庭法院では、年間約

200件の面会交流を実施し

制度は導入可能だ」と話す。